

平成 15 年 6 月 26 日

## 「男女共同参画苦情処理委員」制度スタート

### 性別に起因する人権侵害等の救済に対応する独立機関

豊島区は、セクシャル・ハラスメント等の性別に起因する人権侵害や区の男女共同参画推進施策に対する苦情・救済等の申出に対し、調査を行い、必要な勧告・助言等を行う「男女共同参画苦情処理委員」制度を 7 月 1 日からスタートする。行政から独立した苦情処理機関の設置は 23 区では、目黒区、中野区について 3 番目。

「男女共同参画苦情処理委員」は、本年 4 月 1 日に施行した「豊島区男女共同参画推進条例」に基づき設置するもので、今回の制度開始にあたり、民間の弁護士 2 名を苦情処理委員として区長が委嘱する（任期 2 年）。7 月から初の苦情処理委員の任に就くのは、この分野を専門とし、弁護士会の両性の平等に関する委員会等の委員・委員長等を務めた経歴を持つ吉岡睦子氏と白井久明氏。（経歴：別紙）

区はこれまで、男女共同参画推進の拠点施設「男女平等推進センター（エポック 10）」を窓口として、女性が抱える不安や悩み、男女差別、セクハラ、DV に関する相談等に対応してきた。これに対し、今回設置される苦情処理委員は、行政から独立した公平・中立な立場のもとで、人権侵害や行政機関に対する苦情・救済等の申出を処理する。裁判や調停のような手続きや審理を要せず、プライバシーにも配慮した対応を行うことにより、迅速・適切な救済を図ることを目的とする。

区民及び区内在勤・在学者からの苦情・救済等の申出に対し、苦情処理委員が処理方法を決定し、必要と認めた場合には調査を行う。その上で、区の施策に関する申出については、区の機関に対して意見表明や是正の勧告を行い、私人間の人権侵害に関する申出については、加害者や関係機関に対して助言・指導、是正の要請を行う。申出は原則として、同センターで配布する所定の「苦情等申出書」で受け付けるが、区のホームページ（<http://www.city.toshima.tokyo.jp>）からも申請書の様式がダウンロードできる。郵送または FAX で受け付ける。

今週 23 日から 29 日までは、「男女共同参画推進週間」にあたる。平成 11 年 6 月 23 日に「男女共同参画社会基本法」が施行されたことを記念し、総理府・男女共同参画推進本部が毎年この期間を「推進週間」と定め、啓発事業を実施している。これに合わせ苦情処理委員制度をスタートさせるにあたり、区担当者は本制度の活用が広がることを期待している。

#### 【これまでの経緯】

豊島区は、男女共同参画社会の実現を目指し、13 年 3 月に「としま男女共同参画推進プラン（豊島区男女共同参画推進行動計画）」を策定、22 年度までの 10 年間を計画期間とし、実施すべき施策を体系化するとともに、基本条例の制定並びに都市宣言の実施をプランに盛り込んだ。これを受け、公募の区民委員を含めた「男女共同参画推進会議」を設置、同会議からの提言を受け、翌 14 年 2 月に「男女共同参画都市宣言」を行った。この都市宣言は、男女共同参画社会の実現に向けて気運を広く盛り上げるとともに、自治体をあげて男女共同参画社会づくりに取り組む姿勢を内外に示すことを目的としている。

これに続き、本年 4 月「豊島区男女共同参画推進条例」を施行。男女共同参画の推進に関し、基本理念及び区・区民・事業者の責務を明らかにし、区が取り組むべき基本的な施策を定めるとともに、「男女共同参画苦情処理委員」の設置を定めた。

**詳細：男女平等推進センター**

豊島区男女共同参画苦情処理委員：経歴

よしおか むつこ  
吉岡 睦子 氏（弁護士）

日本弁護士連合会（日弁連）「両性の平等に関する委員会」委員長  
（平成 13 年 6 月～14 年 5 月）

\* 著書：「結婚が変わる、家族が変わる」【共著】（日本評論社）

しらい ひさあき  
白井 久明 氏（弁護士）

日本弁護士連合会「両性の平等に関する委員会」委員  
第二東京弁護士会「両性の平等に関する委員会」幹事、平成 14 年度委員長

\* 著書：「セクハラこれが正しい対応です」【共著】（中央経済社）